

食の安全・安心確保交付金（継続）

1. 趣 旨

わが国において、将来にわたり安全な食料の安定供給を確保していくためには、国民の健康の保護を最優先としつつ、食品供給の各段階における科学的知見に基づく適切なリスク管理の取組や、伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止による食料の安定供給体制の整備等を、地域の実態に応じて機動的かつ総合的に実施していく必要がある。

このため、都道府県等が地域の自主性・独創性を尊重しつつ、各般の対策を総合的に推進する。

2. 事業内容

都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、当該目標を達成するために必要な事業メニューを、国のガイドラインを参考にしつつ、自己の裁量の下に選択し、総合的に実施する。

また、年度途中における伝染性疾病や重要病虫害の発生、有害化学物質による農畜水産物の汚染等に対しても、迅速かつ機動的な対応を行う。

さらに、目標達成に必要な場合には、地域独自の事業メニューを実施することも可能とするとともに、事業成果の評価を交付金の配分等に反映させる。

なお、18年度においては、硝酸塩のリスク管理の推進及び埋設農薬の適切な処理の支援等の事業メニューの追加を行う。

<対象分野>

- (1) 農畜水産物の安全性の確保
- (2) 伝染性疾病・病虫害の発生予防・まん延防止
- (3) 地域における「食事バランスガイド」等の普及・活用の促進

- | | |
|----------------|-----------------|
| 3. 事業実施主体 | 都道府県、市町村、農業者団体等 |
| 4. 交付率 | 定額 |
| 5. 事業実施期間 | 平成17年度～ |
| 6. 平成18年度概算決定額 | |
| 食の安全・安心確保交付金 | 2,702(2,742)百万円 |

【担当課：消費・安全局 消費・安全政策課】

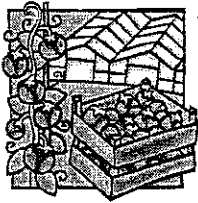
食の安全・安心確保交付金

安全で信頼できる食料の安定供給の確保のための対策という
共通理念に基づき、



地域が自主性・独創性を発揮しつつ、実態に応じた
食の安全確保対策などを機動的・総合的に推進

生産者



産地から食卓までを通して
安全で信頼できる食料の安定供給の確保の取組を
推進

I 農畜水産物の安全性の確保

- ・ 土壌有害物質のリスク管理の推進
- ・ 生鮮農産物の安全性の確保(食品安全GAPの推進)
- ・ 硝酸塩のリスク管理の推進
- ・ 農薬の安全使用等の総合的な推進
- ・ 飼料の安全性の確保
- ・ 貝毒の安全性の確保(毒化したホタテ貝等の流通防止)
- ・ 埋設農薬の適切な処理の支援

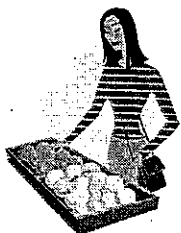
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止

- ・ 家畜衛生の推進(BSE検査・清浄化の推進等)
- ・ 養殖衛生管理体制の整備(魚病の発生予防等)
- ・ 病害虫の防除(IPM)の推進
- ・ 重要病害虫の特別防除等(重要病害虫の緊急防除等)

年度途中の伝染性疾病や重要
病害虫の発生、有害化学物質
による農畜水産物の汚染等へ
の迅速かつ機動的な対応

III 地域における「食事バランスガイド」 等の普及・活用の促進

- ・ 国の施策と地域における「食事バランスガイド」等の普及・
活用の取組を一体的に推進(イベントの開催、地域版
「食事バランスガイド」の策定等)



消費者